資料91-1

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について

(諮問第3106号)

<目	次>				
1	答申書 (案)	•••••			1
2	申請概要·				4
3	審査結果・				12
別添	Ś				
C) 交付金の額	質及び交付	方法の認可	申請書(写))
C) 負担金の額	質及び徴収	方法の認可	申請書(写))

総務大臣

石田 真敏 殿

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 多賀谷 一照

答 申 書(案)

平成30年9月26日付け諮問第3106号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第109条第1項の規定による交付金の 額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の 認可については、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14 年総務省令第64号)第3条に基づく平成30年8月31日付け東経企営第18-00090号に よる東日本電信電話株式会社からの許可申請、平成30年8月31日付け西企営第93号に よる西日本電信電話株式会社からの許可申請及び平成30年9月18日付けTCA支-230 による一般社団法人電気通信事業者協会からの許可申請について総務大臣が許可した場合 には、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びその意見に対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の 認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた 意見及びその意見に対する考え方

平 成 3 O 年 1 2 月 7 日 情報通信行政·郵政行政審議会

意見

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の許可並びに負担金の額及び徴収方法の許可に対する意見(パブリックコメント)」

- (1)「ユニバーサルサービス制度」での「NTT 東日本及び NTT 西日本」のシステム自体を廃止するべきです。電話会社の既得権益に成り、直接における電話会社が、費用を負担する事で在れば、効率が良いです。ユニバーサルサービス制度とは、総務省に対して「NTT 東日本及び NTT 西日本」が、経由して請け負う状態だと考えますので、財政コストの無駄です。原因では、固定電話から携帯電話に移行する事から古い財閥企業は、不要なのです。例えば、話が平行しますが、総務省が省令で管理している「NHK(日本放送協会)」も既得権益が有りますので、「玉音放送(天皇放送)」等は時代に合わ無いので、維持する財政コストが無駄なので、廃止していく事が望ましいです。具体的には、古い体質での産業構造では、明治維新の状態を受け継ぐのでは無く「NTT 東日本及び NTT 西日本」でのユニバーサルサービス制度の委託の管理を廃止し、各電話会社に権限を移すべきです。古い産業構造の「企業(財閥企業及び大企業)」が倒産しても、総務省側が別の新しい会社に権限を委託して行く事です。
- (2)「交付金の金額及び交付方法の認可申請書」では、数学を記入していますが、総務省側は、格好付けずに、算数での公式を入力して下さい。総務省の職員は、秀才と思われますが、天才では無いので、算数での計算公式で十分です。「負担金の金額及び徴収方法の認可申請書」でも、数学を記載していますが、算数の公式で十分です。皮肉にも、「もし(if)」ですが、私が「天才(ジェニー)」だとしたら、天才の邪魔をしないでくれと言いたいですし、学習障害が有るので、「数学と長文」が出来ずに、「算数と短文」での書き込みでの入力のみです。歴代の天才は、数学公式よりも哲学を伝授してきたのです。要約すると、約99パーセントの凡人に「長文と数学」で説明し、天才には「哲学と算数」での説明です。

【個人】

考え方

○ 現行のユニバーサルサービス制度においては、加入電話等の電話のサービスが国民生活に不可欠なサービスとして基礎的電気通信役務に位置づけられており、日本全国における基礎的電気通信役務の提供が確保されるべきものとして、NTT東日本及びNTT西日本を含む基礎的電気通信役務の提供事業者に対して、その適切、公平、かつ安定的な提供に努めることを義務づけています。一方、適格電気通信事業者であるNTT東日本及びNTT西日本が提供する基礎的電気通信役務の赤字の一部が交付金により補填されています。

なお、情報通信審議会に対する諮問事項「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」 (平成30年8月23日付け)では、「通信基盤の整備等の在り方」として、「5Gの普及等のモバイル化の進展、IP網への完全移行や光化の一層の進展を視野に入れ、通信基盤の整備の在り方やユニバーサルサービスの対象・確保手段等について検討を行う」こととしています。

○ 交付金の額及び負担金の額は、その算定の対象となる月に使用した電気通信番号が申請時においては確定しないため、算定式を用いるものとして申請されたものと理解しています。いずれにしても、今後とも利用者に対して分かりやすい説明に努めていくことが望ましいと考えます。

申 請 概 要

<u>1 申請者</u>

一般社団法人電気通信事業者協会(会長 髙橋 誠) (基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。)

2 申請年月日

平成30年9月18日

3 申請の概要

支援機関が、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金及び負担金について次の認可を受けようとするもの。

- ① 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第109条第1項の規定に基づく東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に交付する交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第 110 条第 2 項の規定に基づく負担金を納付すべき接続電気通信 事業者等 **ごとの負担金の額及び徴収方法の認可
 - ※ 前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者(平成 30 年 8 月末現在 22 社)

3① 法第109条第1項の規定に基づく交付金の額及び交付方法

ア 交付金の額

支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、交付金の額を算定する。

(1) 補てん対象額

	NTT東日本	NTT西日本	N T T東日本及び 西日本合計
加入電話に係る加入者回線(基本料)	17.8億円	10.1億円	27. 9億円
第一種公衆電話に係るもの	19.1億円	18.0億円	37. 1億円
加入電話に係る緊急通報	0.2億円	0.2億円	0. 4億円
合 計※	37. 2億円	28. 3億円	65.5億円

[※] 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

注 NTT西日本は平成 28 年度決算において、特別損失として熊本地震による災害特別損失を計上している。

NTT東日本及びNTT西日本の補てん対象額の算定は、熊本地震による災害特別損失のうち基礎的電気通信役務に係る費用の原価を用いて算定しているが、算定規則にこれを定める規定がないため、算定規則第3条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せて行われている。

◇ 特別損失(収支表ベース)

災害特別損失 : 69億円

→ うち基礎的電気通信役務の設備管理部門に係るもの : 25億円

◇ 補てん対象額及び合算番号単価への影響

・ 基礎的電気通信役務の提供に要した原価への影響 : 16億円

・ 補てん額への影響 : 1,000万円

・ 合算番号単価への影響 : 0.003円程度

(参考) NTT東日本及びNTT西日本の平成29年度基礎的電気通信役務収支表 (億円、括弧内は対前年度増減率)

			NTT東日本		NTT西日本			
		営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益	
加	八電話	1, 922 (-6%)	2, 173 (-11%)	-251	1, 937 (-7%)	2, 187 (-11%)	-251	
	基本料	1,922 (-6%)	2, 172 (-11%)	-249	1, 937 (-7%)	2, 187 (-11%)	-250	
	緊急通報	-	1 (-33%)	-1	-	1 (-46%)	-1	
第	一種公衆電話	6 (-7%)	26 (-4%)	-20	3 (-11%)	17 (-20%)	-14	
	市内通話	6 (-7%)	26 (-4%)	-20	3 (-11%)	17 (-20%)	-14	
	離島特例通信	0 (-27%)	0 (-19%)	0	0 (-19%)	0 (-30%)	0	
	緊急通報	1	0 (4%)	0	1	0 (-12%)	0	
計	•	1, 929 (-6%)	2, 199 (-11%)	<u>–271</u>	1, 939 (-7%)	2, 204 (-11%)	<u>-265</u>	

(2) 各適格電気通信事業者に対する交付金の額の算定

- ONTT東日本に対する交付金の額
 - = 37.2億円 NTT東日本の算定自己負担額[※]
- O NTT西日本に対する交付金の額
 - = 28.3億円 NTT西日本の算定自己負担額※
- ※ NTT東日本及びNTT西日本を接続電気通信事業者等とみなし、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用して負担金の額を算定した場合の負担額。

イ 交付方法

(1) 交付手段

銀行振込(振込手数料は、支援機関が負担)

(2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の3か月後までの間、毎 月、各適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3か月後に各適格電気通信事業者に対して 通知する交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」 に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各適格電気通信事業者に対して交付金を交付する。

- (4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法
- ① 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までの間、 毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法
 - = 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各 月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

当該適格電気通信事業者の補てん対象額

X

当該適格電気通信事業者の補てん対象額+支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

- ② 最終算定月の3か月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法
 - = (負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の当該適格電気通信 事業者に係る負担金の総額 - 前年度の最終算定月の3か月後か ら最終算定月の2か月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信 事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の 総額)

当該適格電気通信事業者の補てん対象額

×

当該適格電気通信事業者の補てん対象額+支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の総額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」 - 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額(整数未満の端数は、四捨五入)」

※ ①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき、算定規則第22条第1項各号(会社更生法の適用等)に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき、案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

3② 法第110条第2項の規定に基づく負担金の額及び徴収方法

ア 負担金の額

支援機関は、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等の負担金の額を算定(適格電気通信事業者ごとに算定した次の(a)、(b)及び(c)の合計額)する。

(a) 最終算定月前月までの負担金の額

当該接続電気通信事業者等の平成31年1月(予定)末~最終算定月の前月(平成31年11月(予定))の月末の算定対象電気通信番号の総数に番号単価^{※1}を乗じた額

(b) 最終算定月の負担金の額

全ての接続電気通信事業者等から平成 31 年中に徴収すべき額 (補てん対象額に支援業務費を加えた額)から、最終算定月前月 までに納付した全ての接続電気通信事業者等の負担金及び算定自 己負担額の合計額(前年度残余額を含む。)を控除した額に、接続 電気通信事業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番 号の数が全ての接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の 総数に占める割合を乗じた額

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余額

(※1) 番号単価は平成 18 年総務省告示第 429 号(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金 算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件)に従って支援 機関が算定。補てん対象額、支援業務費(平成 30 年度中の費用額(平成 30 年3 月に認可)から 前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額)及び前年度過不足額を合算した額を平成 31 年の予 測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を適格電気通信事 業者の補てん対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

> (NTT東日本及びNTT西日本の補てん対象額の合計額+支援業務費 一予測前年度過不足額)

①合算番号単価 =

平成31年の予測算定対象電気通信番号の総数

(65.4億円 + 0.4億円 + 3.8億円)

29.5億番号数

= 2.366··· 円 ⇒ **2円**(整数未満四捨五入)

②NTT東日本 に係る番号単価

= 合算番号単価 ×

NTT東日本の補てん対象額

NTT東日本及びNTT西日本の補てん対象額の合計額

= 2円 × <u>37.2億円</u> 65.5億円

= 1.135337500··· 円 ⇒ 1.13533750 **円**(小数点以下第8位未満四捨五入)

③NTT西日本

• = 合算番号単価 ×

NTT西日本の補てん対象額

に係る番号単価

NTT東日本及びNTT西日本の補てん対象額の合計額

= 2 円 × <u>2 8.3億円</u> 6 5.5億円

= 0.864662499··· 円 ⇒ **0.86466250 円**(小数点以下第8位未満四捨五入)

上記番号単価は、平成31年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。同年7月 以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成18年総務省告示第 429号に基づき、平成31年4月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修 正の要否を判断する。

イ 徴収方法

(1)納付手段

銀行振込(振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担)

(2) 負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後に、支援機関が次に掲げる事項を接続電気通信事業者等に通知する。

- ① 毎月の負担金の額(番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額)
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後の月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、 振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

審査結果

電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の 規定に基づき審査を行った結果、以下のとおりと認められる。

① 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

並の領及の文刊力法の説明に除る番直								
審査事項	審査結果	理由						
1 交付金の額が算定規則第5条の 規定に照らし、妥当なものである こと。(審査基準第24条(1))	適	本申請に係る交付金の額については、以下の理由により、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。)第5条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。 ・ 交付金の額は、別記に示す原価を用いて、算定規則第5条第1項に定めるとおり、補てん対象額から各適格電気通信事業者の算定自己負担額を控除とされていることから、妥当なものであると認められる。 ・ 交付金の額は、算定規則第5条第3項に定めるとおり、平成29年度の基礎的電気通信役務収支における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額を下回ることから、妥当なものであると認められる。						
2 交付金を適格電気通信事業者に 交付する時期及び交付する手段が 適正かつ明確に定められているこ と。(審査基準第24条(2))	適	交付する時期(交付期限)及び交付手段(交付金の額の通知、各月の交付金の額の計算方法、交付金の交付の特例及び交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策)について、適正かつ明確に定められていることから、妥当であると認められる。						
3 前各号に掲げるもののほか、基礎 的電気通信役務の適切、公平かつ安 定的な提供を阻害するものでない こと。(審査基準第24条(3))	適	本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。						

② 法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	審査 結果	事由
1 負担金の額が算定規則第27条の 規定に照らし、妥当なものである こと。(審査基準第25条(1))	適	本申請に係る負担金の額については、以下の理由により、算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。
2 負担金を接続電気通信事業者等 が納付する時期及び納付する手段 が適正かつ明確に定められている こと。(審査基準第25条(2))	適	認められる。 納付する時期(納付期限)及び納付手段(負担金の額 の通知、延滞金の納付及び負担金の徴収に係る銀行口座 のセキュリティ対策)について、適正かつ明確に定めら れていることから、妥当であると認められる。
3 前各号に掲げるもののほか、基礎 的電気通信役務の適切、公平かつ安 定的な提供を阻害するものでない こと。(審査基準第25条(3))	適	本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。

(別記)

特別損失(災害特別損失)の扱いについて

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対する補てん対象額の算定において、NTT西日本における熊本地震に起因する災害特別損失のうち、基礎的電気通信役務に関連する除却損、復旧・点検に係る費用等を考慮した原価が用いられているが、算定規則にこれを認める規定がないため、申請者、NTT東日本及びNTT西日本から、算定規則第3条ただし書の規定に基づく許可申請が行われている。

当該原価については、基礎的電気通信役務に関連する設備の復旧・点検に係る費用を用いており、当該費用は電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質を有すること、基礎的電気通信役務に関連する費用の算定が適切に行われていることから、補てん対象額に算入することが妥当なものであると認められる。

参考資料

1. 平成29年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表(基礎的電気通信役務収支表)について

・平成29年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲271億円、NTT西日本で▲265億円の赤字(東西計で▲535億円)となっている。

〇平成29年度ユニバーサルサービス収支表(単位:百万円)

			NTT東日本			NTT西日本	
		営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
加力	【電話	192, 228	217, 318	▲ 25, 090	193, 668	218, 733	▲ 25, 064
	基本料	192, 228	217, 175	▲ 24, 947	193, 668	218, 656	▲ 24, 988
	緊急通報		143	▲143		76	▲ 76
第-	-種公衆電話	642	2, 617	▲ 1, 975	279	1, 674	▲ 1, 394
	市内通信	642	2, 612	▲ 1, 970	278	1, 668	▲ 1, 390
	離島特例通信	0	3	▲2	0	3	▲3
	緊急通報		2	▲2		1	▲1
	合計	192, 871	219, 936	▲27,065	193, 948	220, 407	▲ 26, 459
(参:	考)前年度	205, 640	245, 877	▲ 40, 236	207, 494	246, 873	▲39, 378
	·	▲ 12, 769	▲ 25, 940	+13, 171	▲ 13, 546	▲ 26, 465	+12, 919

2. ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定について

・LRICモデルに従って算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づき、補てん対象額を算定。

①加入電話・基本料

<補てん対象額の算定方法>

「全国平均費用+標準偏差の2倍」(基準単価)をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額とする。<ベンチマーク方式>(算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算*)

(提供エリア全体の収益・原価〔億円〕)

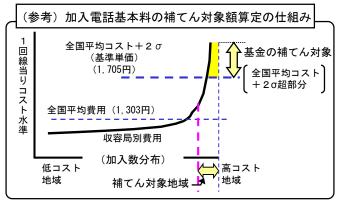
	収益	原	赤字		
	7	管理部門	利用部門	計	<i>3</i> 1-7-
NTT東日本	1, 918	2, 912	620	3, 532	▲ 1, 614
NTT西日本	1, 930	2, 932	633	3, 564	▲ 1,635
合 計	3, 848	5, 844	1, 252	7, 097	▲3, 248
(参考) 前年度	4, 111	5, 977	1, 356	7, 332	▲ 3, 221
増減	▲ 263	▲132	▲103	▲236	▲ 27

(参考) 加入電話回線数* (万回線) 2,188 2,350 4,538 4,533 +5

(補てん対象の高コストエリアの原価〔百万円〕)

	①補てん対象地域 の実績原価 (算定対象原価)	②対象回線数に 基準単価を乗じた額 (基準原価)	③基準単価を 下回る額	④基準原価を 上回る額 (=①-②+③)	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	33, 475	36, 490	4, 800	1, 785	178. 3 <3. 9%>
NTT西日本	9, 267	9, 006	748	1, 010	44. 0 <1. 0%>
合 計	42, 742	45, 496	5, 548	2, 794	222. 3 <4. 9%>

高コストから順に 4.9%を抽出



補てん対象額

②加入電話 · 緊急通報

<補てん対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9% (東西計) の加入者回線数に対応した原価

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			赤字	(参考) 加入電話回線数
	- 1 M	管理部門	利用部門	計	91. 1	(万回線)
NTT東日本		210	1	211	▲211	897
NTT西日本		142	0	142	▲142	916
合 計		352	2	354	▲354	1, 813
(参考)前年度		494	2	496	▲496	1, 933
		▲ 142	▲ 0	▲ 142	+142	▲ 120

(補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕)

	補てん対象地域 に相当する原価	(参考) 加入電話回線数 (万回線)					
NTT東日本	19	35. 1 <1. 9%>					
NTT西日本	18	53. 7 <3. 0%>					
合 計	37	88. 8 <4. 9%>					
(参考)前年	61	94. 7					
度	▲ 24	▲ 5. 9					

補てん対象額

③第一種公衆電話(市内通信)

<補てん対象額の算定方法> 「原価ー収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価一収益	(参考) 第一種公衆電話
		管理部門	利用部門	計	(一办一般)	台数(台)
NTT東日本	642	2, 459	92	2, 550	1, 908	57, 983
NTT西日本	279	2, 055	21	2, 076	1, 797	50, 672
合 計	920	4, 514	113	4, 626	3, 706	108, 655
(参考) 前年度	1, 006	4, 454	114	4, 568	3, 563	
	▲ 85	+60	▲ 2	+58	+143	

補てん対象額

④第一種公衆電話(離島特例通信)

<補てん対象額の算定方法> 「原価ー収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価「百万円」)

	ıl n ⊁	原価(報酬を含む)			原価一収益	(参考) 第一種公衆電話		
	収益	管理部門	利用部門	計	(=赤字額)	台数(台)		
NTT東日本	1	2	0	2	2	11, 302		
NTT西日本	1	5	0	5	4	2, 607		
合 計	1	7	0	7	6	13, 909		
(参考)前年度	2	8	0	8	6			
	▲ 0	▲ 1	▲ 0	▲ 1	▲0			
						•		

補てん対象額

⑤第一種公衆電話·緊急通報

<補てん対象額の算定方法> 「原価ー収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価-収益	(参考) 第一種公衆電話
		管理部門	利用部門	計	(=赤字額)	第一種公孫电話 台数(台)
NTT東日本	_	1	0	1	1	57, 983
NTT西日本		1	0	1	1	50, 672
合 計		2	0	2	2	108, 655
(参考) 前年度	<u> </u>	2	0	2	2	
増減		▲ 1	+0	▲ 1	▲ 1	

補てん対象額

3.補てん対象額と番号単価

・補てん対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月~12月の予測番号総数で 除すことにより、各事業者が負担する(合算)番号単価を算定。

〇補てん対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合 計	
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報		
NTT東日本	1, 785百万円	19百万円	1,908百万円	2百万円	1百万円	3, 715百万円	
NTT西日本	1, 010百万円	18百万円	1, 797百万円	4百万円	1百万円	2,830百万円	
東西計	2, 794百万円	37百万円	3, 706百万円	6百万円	2百万円	6, 545百万円	
(参考) 前年度	2,887百万円	61百万円	3, 563百万円	6百万円	2百万円	6,520百万円	
	▲93百万円	▲24百万円	十143百万円	▲0百万円	▲1百万円	十26百万円	

〇支援業務費 (H30予算額:予算額 60gpm - 前期繰越額 18gpm)

42百万円

H 2 9 予算額: 66百万円)

〇予測前年度過不足額

▲381百万円

〇番号単価

(合算)

補てん対象額(6,545百万円)+支援業務費(42百万円)-予測前年度過不足額(▲381百万円)

番号単価

平成31年1月~12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計(2.946百万番号)

=2.365655427円/月・番号



(合算) 番号単価

2円/番号・月

(うち、東日本分: 1.135337509円)

西日本分: 0.864662499円」

2円/番号・月 N T T東日本分: 1.13203854円

N T T 西日本分: 0.86796146円 i_

・東西別の番号単価は、合算単価を東西の 補てん対象額の割合で案分

(参考)

補てん対象額及び 番号単価(過去5年)

適用年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
補てん対象額	6,880百万円	6,885百万円	6,760百万円	6,927百万円	6,520百万円
番号単価(/月・番号)	^{3円} 20	2円	前半2円 後半3円	前半2円 後半3円	2円

(参考)ユニバーサルサービス制度の交付金の額の算定における特別損失の扱いについて

- 今年度のユニバーサルサービスの交付金及び負担金の額の算定においては、基礎的電気通信役務の提供に要した原価に 熊本震災による災害特別損失のうち基礎的電気通信役務の提供に係るものを含めている。
- 交付金の額の算定において基礎的電気通信役務の提供に要した原価に災害特別損失のうち基礎的電気通信役務の提供に係るものを含めることについて、電気通信事業法第109条第1項に基づく交付金の額及び交付方法の認可の申請並びに同法第110条第2項に基づく負担金の額及び徴収方法の認可の申請に併せて、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第3条ただし書に基づく許可の申請を行う。
- ※ なお、本件については、NTT東日本及びNTT西日本からも、電気通信事業法第109条第2項に基づく算定に関して、総務 大臣に対して、同様の許可の申請がされている。

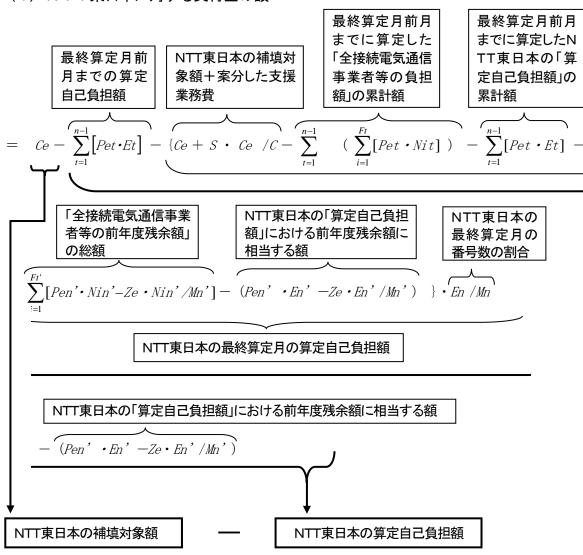
【参考】

- ◇ 特別損失(収支表ベース)
- 災害特別損失 69億円
- → うち基礎的電気通信役務の設備管理部門に係るもの 25億円
- ◇ 補てん対象額及び合算番号単価への影響(NTT東西合計・試算)
- 基礎的電気通信役務の提供に要した原価への影響: 16億円
- 補てん額への影響: 10百万円
- ・ 合算番号単価への影響 : 0.003円

(参考) 交付金の額及び負担金の額に関する算定式

1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額



Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,545,132,908円]

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,715,467,417円]

Sは、支援業務費の額 [=41,913,330円]

nは、最終算定月〔=平成31年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

tは、各月(平成31年1月予定~最終算定月)

Et は、t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Enは、n月(最終算定月)の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

 $(i は、1 \sim Ft までの整数値をとる)$

Mnは、n月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、t 月の番号単価(番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則 として平成 31 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 31 年 1 月~ 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.13533750 円/月・番号 n は、前年度の最終算定月 [=平成 30 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t'は、前年度の各月(平成30年1月~前年度の最終算定月)

Et'は、t'月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En'は、n'月(前年度の最終算定月)の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数 Ft'は、t'月の負担事業者数

Nit'は、t'月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1\sim Ft$ 'までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet'は、t'月の番号単価〔平成30年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.13519347円/月・番号、平成30年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.13203854円/月・番号〕

Pen'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

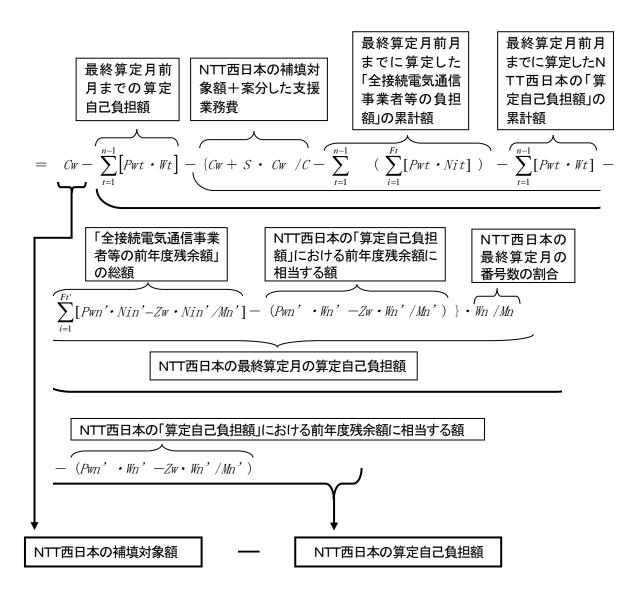
Zeは、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce'+S'\cdot Ce'/C'-\sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'}[Pet'\cdot Nit'])-\sum_{t'=1}^{n'-1}[Pet'\cdot Et']]$$

C'は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,519,535,947円]

Ce 'は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額[=3,700,467,316円] S'は、前年度の支援業務費の額[=65,820,890円]

(2) NTT西日本に対する交付金の額



では、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,545,132,908円]

Cwは、西日本電信電話株式会社の補てん対象額[=2,829,665,491円]

Sは、支援業務費の額[=41,913,330円]

nは、最終算定月〔=平成31年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

tは、各月(平成31年1月予定~最終算定月)

Wtは、t月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wnは、n月(最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

 $(i は、1 \sim Ft までの整数値をとる)$

Mnは、n月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通

信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を 加えたものをいう)

Pwt は、t 月の番号単価(番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 31 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)〔平成 31 年 1 月~ 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.86466250 円/月・番号〕n は、前年度の最終算定月〔=平成 30 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕t は、前年度の各月(平成 30 年 1 月~前年度の最終算定月)

Wt'は、t'月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

 W_n は、n 月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数 Ft は、t 月の負担事業者数

Nit は、t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1\sim Ft$ 'までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt'は、t'月の番号単価〔平成30年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.86480653 円/月・番号、平成30年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.86796146円/月・番号〕

Pwn'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

Zwは、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C'は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,519,535,947円]

 C_{W} は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,819,068,631 円] S は、前年度の支援業務費の額 [=65,820,890 円]

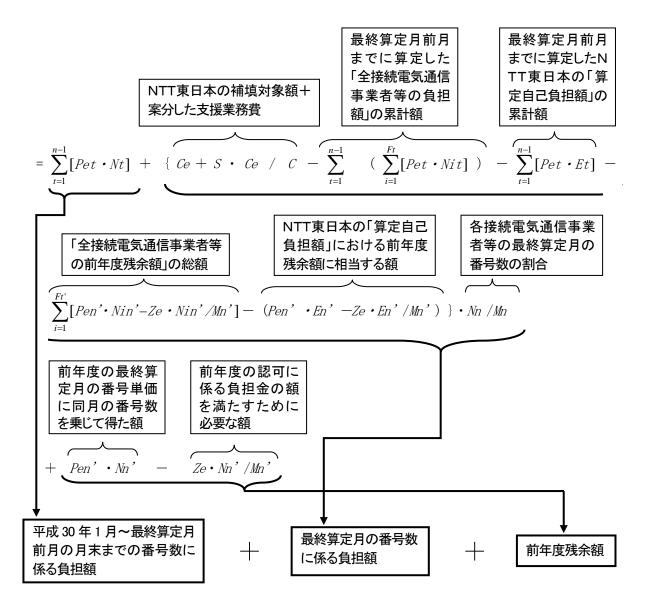
(3) 算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合の交付金の額は、算定規則第5条第2項の規定による(整数未満の端数は、四捨五入)。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 負担金の額

(1) NTT東日本に係る接続電気通信事業者等の負担金の額



Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,545,132,908円]

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,715,467,417円]

Sは、支援業務費の額[=41,913,330円]

nは、最終算定月〔=平成31年12月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月(平成31年1月予定~最終算定月)

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、t 月の負担事業者数

Nit は、t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

 $(i は、1 \sim Ft までの整数値をとる)$

Ntは、t月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Ntは、N₁t, N₂t, …, N₅ttのうちの対応する値)

Nnは、n月(最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nnは、N₁n, N₂n, …, N_{Ft}n のうちの対応する値)

Mnは、n月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、t月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成31年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成31年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.13533750円/月・番号]

n'は、前年度の最終算定月 [=平成30年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t'は、前年度の各月(平成30年1月~前年度の最終算定月)

Et'は、t'月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En'は、n'月(前年度の最終算定月)の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数 Ft'は、t'月の負担事業者数

Nit'は、t'月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1\sim Ft$ 'までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nn 'は、n '月(前年度の最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(Nn 'は、 N_1n ', N_2n ',…, $N_{\rm Ft}n$ ' のうちの対応する値)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet'は、t'月の番号単価〔平成30年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.13519347円/月・番号、平成30年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.13203854円/月・番号〕

Pen'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

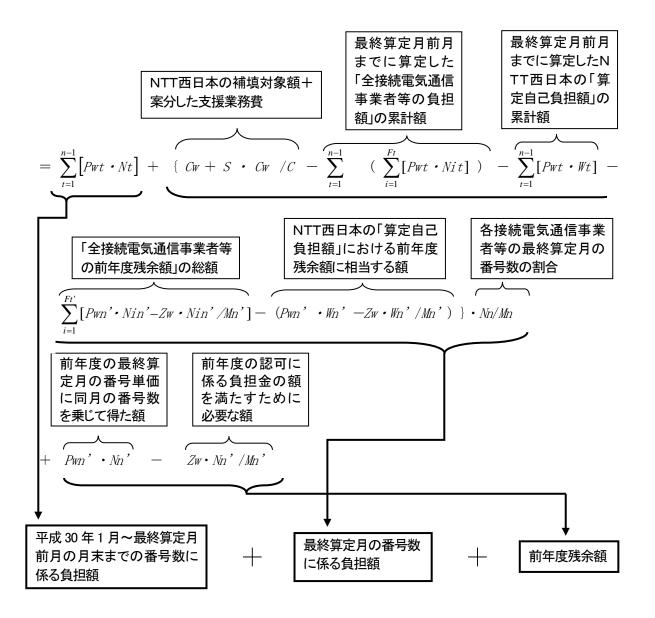
Zeは、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式 会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C'は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,519,535,947円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,700,467,316 円] S' は、前年度の支援業務費の額 [=65,820,890 円]

(2) NTT西日本に係る接続電気通信事業者等の負担金の額



では、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,545,132,908円]

Cwは、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,829,665,491円]

Sは、支援業務費の額[=41,913,330円]

nは、最終算定月 (=平成31年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

tは、各月(平成31年1月予定~最終算定月)

Wtは、t月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、t 月の負担事業者数

Nitは、t月における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

 $(i は、1 \sim Ft までの整数値をとる)$

Ntは、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(*Nt* は、N₁t, N₂t, …, N_{Ft}t のうちの対応する値をとる)

Nnは、n月(最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nnは、N₁n, N₂n, …, N₅tn のうちの対応する値)

Mnは、n月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、t 月の番号単価(番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 31 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) 〔平成 31 年 1 月~6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.86466250 円/月・番号〕 n'は、前年度の最終算定月〔=平成 29 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t'は、前年度の各月(平成30年1月~前年度の最終算定月)

Wt'は、t'月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn'は、n'月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数 Ft'は、t'月の負担事業者数

Nit'は、t'月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1\sim Ft$ 'までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nn 'は、n '月(前年度の最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(Nn 'は、 N_1n ', N_2n ',…, $N_{\rm Ft}n$ ' のうちの対応する値)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt'は、t'月の番号単価〔平成30年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.86480653円/月・番号、平成30年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.86796146円/月・番号〕

Pwn'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

Zwは、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式 会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C'は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,519,535,947円]

Cw'は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,819,068,631 円] S'は、前年度の支援業務費の額 [=65,820,890 円]

(3) 算出に係る留意点

- (a) 各接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)の負担金の総額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合(3%)を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。
- (b) 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額(以下「負担金等の額」という。)の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合(3%)を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。
- (c) 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、 額が最大となっているもので調整する。



交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支— 2 2 8 平成30年9月18日

総務大臣 野田 聖子 殿

郵便番号

101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目10

興信ビル2F

いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう たかはし まこと

会長 髙橋 誠



電気通信事業法第109条第1項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、 次のとおり申請します。

1 交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= Ce - \sum_{i=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - [Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{i=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Fi} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{i=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Fi} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot En / Mn - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,545,132,908円]

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額[=3.715.467.417円]

Sは、支援業務費の額[=41.913.330円]

nは、最終算定月〔=平成31年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

tは、各月(平成31年1月予定~最終算定月)

Et は、t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Enは、n月(最終算定月)の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft$ までの整数値をとる)

Mnは、n月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電 気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信 番号の数を加えたものをいう)

Pet は、t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成31年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)[平成31年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.13533750円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成30年12月予定。以下、この計算式において同じ。] t' は、前年度の各月 (平成30年1月~前年度の最終算定月)

Et'は、t'月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En'は、n'月(前年度の最終算定月)の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数Ft'は、t'月の負担事業者数

Nit'は、t'月における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の 算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対 象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet'は、t'月の番号単価〔平成30年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.13519347円/月・番号、平成30年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.13203854円/月・番号〕

Pen'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{t=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,519,535,947円]

Ce'は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額[=3,700,467,316円]

S'は、前年度の支援業務費の額〔=65,820,890円〕

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= Cw - \sum_{t=1}^{n-1} \left[Pwt \cdot Wt \right] - \left\{ Cw + S \cdot Cw \right\} / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} \left[Pwt \cdot Nit \right] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} \left[Pwt \cdot Wt \right] - \sum_{i=1}^{Ft'} \left[Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn' \right] - \left(Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Wn' / Mn' \right) \right\} \cdot Wn / Mn - \left(Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn' \right)$$

では、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,545,132,908円]

Cwは、西日本電信電話株式会社の補てん対象額[=2,829,665,491円]

Sは、支援業務費の額[=41,913,330円]

nは、最終算定月〔=平成31年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

tは、各月(平成31年1月予定~最終算定月)

Wt は、t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wnは、n月(最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nit は、t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1\sim Ft$ までの整数値をとる)

Mnは、n月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成31年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)[平成31年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.86466250円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成30年12月予定。以下、この計算式において同じ。] t' は、前年度の各月 (平成30年1月~前年度の最終算定月)

Wt'は、t'月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn'は、n'月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数Ft'は、t'月の負担事業者数

Nit'は、t'月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の 算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対 象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt'は、t'月の番号単価〔平成30年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.86480653 円/月・番号、平成30年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.86796146円/月・番号〕

Pwn'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

Zwは、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{F'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,519,535,947円]

Cw'は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額[=2,819,068,631円]

S'は、前年度の支援業務費の額[=65,820,890円]

- ※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という。)第5条第2項の規定による(整数未満の端数は、四捨五入)。
- ※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整 数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定(平成30年12月) から変更となる場合、tにおいて「平成31年1月予定」とあるところを変更となる月数分変 更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 交付金額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金額は、 算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

- ①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法
- = 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信 事業者に係る負担金の額の合計額

当該適格電気通信事業者の補てん対象額

×

当該適格電気通信事業者の補てん対象額+支援機関の支援業務に係る費用の額 を補てん対象額の割合で案分した額

- ②最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法
- = (負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の 総額 - 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに負担金を納付 すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の 総額)

当該適格電気通信事業者の補てん対象額

×

当該適格電気通信事業者の補てん対象額+支援機関の支援業務に係る費用の額 を補てん対象額の割合で案分した額

ただし、各接続電気通信事業者等の負担金の額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」ー「算定規則第5条第2項の規定により算定した額(整数未満の端数は、四捨五入)」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信

事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化(予め特定された者による認証操作を要するものとする)
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。



T C A 支 — 2 2 9 平成30年9月18日

総務大臣 野田 聖子 殿

郵便番号

101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目10

興信ビル2F

いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう たかはし まごと

会長 髙橋



電気通信事業法第110条第2項の規定により、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいの で、次のとおり申請します。

- 1 負担金の額(適格電気通信事業者ごとに算定) 以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定
 - ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
 - ② 平成30年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号(基 礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下、「算定規則」という。) 別表第11に掲げるものに限る。) を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$=\sum_{t=1}^{n-1}[Pet\cdot Nt] + [Ce + S\cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{t=1}^{Ft}[Pet\cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1}[Pet\cdot Et] - \sum_{t=1}^{Ft}[Pen'\cdot Nin' - Ze\cdot Nin' / Mn'] - (Pen'\cdot En' - Ze\cdot En' / Mn') \cdot Nn / Mn + Pen'\cdot Nn' - Ze\cdot Nn' / Mn'$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 $[=6,545,132,908 \ \text{P}]$

1

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=3,715,467,417円〕

Sは、支援業務費の額〔=41,913,330円〕

nは、最終算定月[=平成31年12月予定。以下、この計算式において同じ]

t は、各月(平成31年1月予定~最終算定月)

Et は、t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、t 月の負担事業者数

Nitは、t月における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft$ までの整数値をとる)

Nt は、t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Ntは、N₁t, N₂t, …, N_{Ft}t のうちの対応する値)

Nn は、n 月(最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn は、 N_1 n, N_2 n, …, N_{Ft} n のうちの対応する値)

Mnは、n月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Petは、t月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成31年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)[平成31年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.13533750円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成30年12月予定。以下、この計算式において同じ。] t' は、前年度の各月 (平成30年1月~前年度の最終算定月)

Et'は、t'月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En'は、n'月(前年度の最終算定月)の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数Ft'は、t'月の負担事業者数

Nit'は、t'月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nn'は、n'月(前年度の最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn'は、 N_1n' , N_2n' , …, $N_{\rm Ft}n'$ のうちの対応する値)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet'は、t'月の番号単価〔平成30年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.13519347円/月・番号、平成30年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.13203854円/月・番号〕

Pen'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{t=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C'は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額[=6,519,535,947円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,700,467,316円] S' は、前年度の支援業務費の額 [=65,820,890円]

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} \left[Pwt \cdot Nt \right] + \left\{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{t=1}^{Ft} \left[Pwt \cdot Nit \right] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} \left[Pwt \cdot Wt \right] - \sum_{t=1}^{Ft'} \left[Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn' \right] - \left(Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn' \right) \right\} \cdot Nn/Mn + Pwn' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn'$$

Cwは、西日本電信電話株式会社の補てん対象額[=2,829,665,491円]

Sは、支援業務費の額〔=41,913,330円〕

nは、最終算定月(=平成31年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

tは、各月(平成31年1月予定~最終算定月)

Wtは、t月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft$ までの整数値をとる)

Ntは、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Ntは、N₁t, N₂t, …, N_{Ft}t のうちの対応する値をとる)

Nn は、n 月(最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn は、 N_1 n, N_2 n, \cdots , N_{E1} n のうちの対応する値)

Mnは、n月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwtは、t月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。ま

た、原則として平成31年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)[平成31年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.86466250円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成30年12月予定。以下、この計算式において同じ。] t' は、前年度の各月 (平成30年1月~前年度の最終算定月)

Wt'は、t'月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn'は、n'月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数Ft'は、t'月の負担事業者数

Nit'は、t'月における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nn'は、n'月(前年度の最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn')は、 N_1n' , N_2n' , …, $N_{\rm Ft}n'$ のうちの対応する値)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt'は、t'月の番号単価〔平成30年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.86480653円/月・番号、平成30年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.86796146円/月・番号〕

Pwn'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

Zwは、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,519,535,947円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,819,068,631 円] S' は、前年度の支援業務費の額 [=65,820,890 円]

- ※ 各接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)の負担金の総額(適格電 気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)の当該接続電気通信事業者等の算定対象 収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の 額に限度割合(3%)を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。
- ※ 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担 額の合計額(以下「負担金等の額」という。)の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に

占める割合が限度割合(3%)を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整 数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定(平成30年12月) から変更となる場合、tにおいて「平成31年1月予定」とあるところを変更となる月数分変 更する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金額の通知については、算定規則第27条第 2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算 定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数 について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化(予め特定された者による認証操作を要するものとする)
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。